

令和7年度運営指導の結果について

令和7年度において、居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所に運営指導を実施した結果、主な指導内容及び助言内容は次のとおりとなります。

指導内容

- ・重要事項説明書において、加算の金額が令和6年度改定前のままの事案がありました。
- ・感染症対策委員会とBCP（感染症）会議及び研修を一体的に実施することは認められているが、各々の会議及び研修を実施したことが明確にわかるように記録を残すこと。
- ・虐待防止委員会及び虐待防止のための研修について、実施したことが明確にわかるように記録を残すこと

助言内容

- ・重要事項説明書及び利用契約書について、次の助言を行う。
 - ① 契約書において著名があれば、押印の必要がないこと。
※介護保険最新情報 Vol. 1140を参照ください。
 - ② カスタマーハラスメントの条項の追加
以下、条項案になります。規定がない事業所は参考にしてください。

【条項案】

第〇条 ハラスメント対策の強化

職場や介護予防支援等において行われる性的な言動や行動、または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、相談体制の整備など管理上の必要な措置を講じます。

また、利用者またはご家族、その他関係者が事業者の職員に対して行う、次のようなハラスメントは固くお断りいたします。ハラスメントにより、サービスの中断や契約を解除する場合があります。当事業所の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

- ① 身体的暴力（物を投げる、身体的な力を使って危害を及ぼす行為等）
- ② 精神的暴力（威圧的な態度で文句を言い続ける、個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為、契約外のサービスを要求すること等）
- ③ セクシャルハラスメント（性的誘いかけ、好意的な態度の要求、性的ないやがらせ行為等）